

## 私立学校振興助成法第14条の取扱細目について

### I 監査対象法人について

私立学校振興助成法（以下「法」という。）第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人（学校法人化予定園含む。）で知事の所轄に属するもののうち、会計監査人を設置しない学校法人は、毎会計年度作成する計算書類及びその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について、法第14条第2項の規定に基づき知事が指定した監査に関し、公認会計士又は監査法人の監査を受け、計算書類等に同条第3項に基づく監査報告書を添付の上、知事に届け出てください。

ただし、一学校法人に交付される法第9条の規定に基づく補助金すべての交付額が、一会計年度で0円の場合は、監査報告書の提出は不要です。

なお、法第9条の規定に基づく補助金は次のとおりです。

- (1) 私立学校経常費補助金
- (2) 私立幼稚園等預かり保育推進費補助金
- (3) 私立幼稚園等地域開放推進費補助金
- (4) 私立幼稚園等特別支援教育費補助金

### II 監査の免除について

一学校法人に交付される法第9条の規定に基づく補助金が、一会計年度に1,000万円に満たない場合は、法第14条第2項ただし書きの規定により、公認会計士又は監査法人の監査免除の許可を受けることができ、同条第4項ただし書きの規定により監査報告書（人件費支出内訳表の監査報告書を含む。）添付を要しません。

監査免除の許可を受けようとする学校法人は、当該年度の翌年度の4月1日から30日までに、監査免除許可申請書（様式1）を知事に提出し、許可を受けてください。

### III 監査の具体的内容について

法第14条第2項の規定に基づき、令和7年神奈川県告示第187号（別添1）をもって定められた公認会計士又は監査法人の監査についての具体的内容は次のとおりです。

## 1 貸借対照表等について

- (1) すべての資産及び負債は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。
  - ア 資産の評価は、妥当であるかどうか。
  - イ 負債は、すべてを網羅して計上されているかどうか。
- (2) 基本金要組入額は、正しく把握されているかどうか。
- (3) 基本金及び繰越収支差額は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。
- (4) 貸借対照表の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第18条、第19条、第20条、第21条及び第22条に従っているかどうか。

## 2 事業活動収支計算書について

- (1) 事業活動収支計算書は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。
  - ア 当該会計年度の教育活動収入及び教育活動支出は、正しく計上されているかどうか。
  - イ 当該会計年度の教育活動外収入及び教育活動外支出は、正しく計上されているかどうか。
  - ウ 当該会計年度の特別収入及び特別支出は、正しく計上されているかどうか。
  - エ 次の点については、特に留意してください。

(ア) 減価償却額及び退職給与引当金繰入額は、正しく計上されているかどうか。

(イ) 教育活動収支、教育活動外収支及び特別収支の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。

(ウ) 基本金組入額及び基本金取崩額は、正しく計上されているかどうか。

(エ) 寄付金（現物寄付を含む。）の受入れが、適正に行われているか。  
特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意してください。

(オ) 各収支差額は、正しく計上されているかどうか。

- (2) 事業活動収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第26条、第27条、第28条、第29条、第30条及び第31条に従っているかどうか。

### 3 資金収支計算書について

- (1) 資金収支計算書は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。

ア 当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出は、正しく計上されているかどうか。

イ 当該会計年度における支払資金の収入及び支出の計上並びにそのてん末は、妥当であるかどうか。

ウ 次の点については、特に留意してください。

(ア) 収支の繰上げ又は繰下げ並びに規定外の予算流用を行っていないかどうか。

(イ) 資金収入調整勘定及び資金支出調整勘定の計上は、妥当であるかどうか。

(ウ) 資金収支計算書における「前年度繰越支払資金」及び「翌年度繰越支払資金」の額は、期首並びに期末の貸借対照表における現金預金有高と一致しているかどうか。

(エ) 収入及び支出の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。

(オ) 寄付金や学校債による資金の受入れが、適正に行われているか。

特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意してください。

- (2) 資金収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第35条、第36条、第37条及び第38条に従っているかどうか。

### 4 注記事項について

計算書類の注記とする事項は、学校法人会計基準第40条に従って記載されているかどうか。

### 5 附属明細書について

- (1) 附属明細書の記載方法及び様式は、学校法人会計基準第41条及び第42

条に従っているかどうか。

- (2) 借入金明細書の当期増加額及び当期減少額が、資金収支計算書における借入金収入及び借入金返済支出と一致しているかどうか。

長期借入金の一部を短期借入金に振替えた場合は、その金額につき明りょうに表示してください。

#### 6 収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書について

- (1) 収益事業会計については、学校法人会計基準第1条第2項の規定により、計算書類及びその附属明細書に変えて、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならないとされ、公認会計士又は監査法人の監査の対象となりますので、監査を受ける際は次の点に留意してください。

ア 会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行われているかどうか。

イ 計算書類の作成に当たって、その記載科目、記載方法及び様式は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従っているかどうか。

- (2) 収益事業会計に係る貸借対照表及び損益計算書の作成、監事及び会計監査人の監査、備置き及び閲覧、公表等の取扱いは、私立学校法における計算書類等の取扱いの例によるものとしてください。

#### IV 内訳表の作成について

- 1 内訳表については、昭和47年4月26日付け文管振第93号文部省管理局長通知「資金収支内訳表について（通知）」及び昭和55年11月4日付け文管企第250号文部省管理局長通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」に基づき作成してください。

- 2 内訳表の作成時には、次の点に留意してください。

- (1) 事業活動収支内訳表は、私立学校振興助成法施行規則（以下「法施行規則」という。）第3条に掲げる各部門に区分記載され、各部門とも適切に決算額が計上されているかどうか。

特に、補助金収入と基本金組入額の関連について留意してください。

- (2) 資金収支内訳表は、法施行規則第4条に従い、各部門に区分記載され、各部門とも適切に決算額が計上されているかどうか。

特に、補助金収入と学生生徒等納付金収入、施設関係支出及び設備関

係支出の関連について留意してください。

- (3) 人件費支出内訳表は、法施行規則第5条に従い、各部門に区分記載され、各部門とも適切に決算額が計上されているかどうか。

#### V 人件費支出内訳表の監査について

法施行規則第2条第4項に基づき、令和7年神奈川県告示第188号（別添2）をもって指定された、人件費支出内訳表について受けるべき公認会計士又は監査法人による監査については、次の点に留意してください。

- (1) 公認会計士又は監査法人の監査は、理事会による承認に限らず、各学校法人において適切に定めることとし、例えば、内部規程に基づく理事長や財務担当理事等の適切な権限者の決裁や適切な会議体の決議による承認が考えられること。
- (2) 内訳表は計算書類に記載される額を区分して作成されることから、会計監査人を設置する学校法人にあっては、人件費支出内訳表の監査報告のために必要な公認会計士又は監査法人の監査と私立学校法第104条第2項に基づく会計監査人の監査を効果的・効率的に受けるため、これらを一体的に受けることができること。

#### VI 公認会計士等の業務制限について

監査の依頼に際しては、当該公認会計士又は監査法人が貴法人と公認会計士法（昭和23年法律第103号）第24条又は第34条の11に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要がありますが、著しい利害関係の有無については、公認会計士法施行令第7条又は第15条及び日本公認会計士協会の倫理規則等を参考としてください。

#### VII 計算書類等の届出について

知事への計算書類等の提出については、次のことに留意してください。

なお、会計監査人を設置する学校法人で、知事の所轄に属するものは、計算書類等について、私立学校法第104条第2項の規定に基づき会計監査人の監査を受け、私立学校法第86条第2項に基づく会計監査報告及び令和7年神奈川県告示第188号において指定した公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付してください。

##### 1 届出期日について

- (1) 計算書類等の届出期日については、当該年度の翌年度の6月30日まで

とします。ただし、知事が別に届出期日を通知したときは、当該指定日とします。

収支予算書については、別に指定します。

- (2) 届け出られた収支予算書を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに届け出てください。

## 2 届出方法等について

- (1) 計算書類等の提出の際には、送付状（様式2）を添付してください。

- (2) 計算書類等は、次に定める順序としてください。

- ① 表紙（ 年度計算書類及びその付属明細書…学校法人〇〇学園）
- ② 計算書類及び付属明細書に係る公認会計士又は監査法人の監査報告書（署名のあるもの）（※1）（※2）
- ③ 学校法人の監事の監査報告書（写しでも可）
- ④ 貸借対照表
- ⑤ 事業活動収支計算書
- ⑥ 資金収支計算書
- ⑦ 注記事項
- ⑧ 固定資産明細書
- ⑨ 借入金明細書（該当がない場合も様式を添付し、その旨記載）
- ⑩ 基本金明細書（該当がない場合も様式を添付し、その旨記載）
- ⑪ 収益事業に係る貸借対照表、損益計算書（寄附行為に収益事業を定めている場合）
- ⑫ 人件費支出内訳表の監査報告（署名のあるもの）（※3）
- ⑬ 事業活動収支内訳表
- ⑭ 資金収支内訳表
- ⑮ 人件費支出内訳表

（※1）会計監査人を設置する学校法人にあつては、会計監査報告書

（※2）会計監査人を設置する学校法人で、私立学校法第104条第2項に基づく会計監査報告と、私立学校法施行規則第43条第2項の規定により準用する私立学校法第104条第2項に基づく財産目録の監査に係る会計監査報告が一体となって作成される場合は、財産目録を⑪の後に添付してください。

(※3) 会計監査人を設置しない学校法人は、計算書類等の監査報告と人件費支出内訳表の監査報告を一体の監査報告として作成することができるので、②を一体の監査報告書として作成してください。

(3) 計算書類等の提出に当たっては、公認会計士又は監査法人の監査報告書の原本の形式により、次のいずれかの方法で届け出てください。

なお、公認会計士又は監査法人の監査報告書の添付の有無にかかわらず、当該学校法人の監事の監査報告書（写しでも可）を添付してください。

ア 原本が紙媒体である場合には、従来原本を紙媒体で届け出ることとしていたところ、ペーパーレス化の観点から、原則として、当該監査報告書（署名のあるもの）を(2)の順序で計算書類等にとじ込み、原本の情報をスキャナ等で読み取った電子形式ファイル（PDFファイル等）を、メールに添付する等電磁的方法で届け出てください。その際、(2)①～⑪で1つのファイル、⑫～⑭で1つのファイルとしてください。なお、(2)(※3)による場合は、①～⑮までを1つのファイルとしてください。

イ 原本が電子形式である場合には、当該監査報告書（電子署名のあるもの）と監査証明の対象となった計算書類等を(2)の順序で一体の電子形式ファイルとして、原本を電磁的方法で届け出てください。

(4) 収支予算書は、(2)の計算書類等とは別にし、次に定める書類としてください。

なお、届出方法は別に指定します。

- ・ 表紙（ 年度収支予算書…学校法人〇〇学園）
- ・ 事業活動収支予算書
- ・ 資金収支予算書
- ・ 事業活動収支予算内訳表
- ・ 資金収支予算内訳表
- ・ 人件費予算内訳表

### 3 収支予算書等の様式について

(1) 収支予算書の様式は、学校法人会計基準に定める第二号様式及び第三

号様式、法施行規則第一号様式から第三号様式を準用してください。

ただし、学校法人会計基準第二号様式については、「事業活動収支計算書」を「事業活動収支予算書」に、「予算」を「本年度予算額」に、「決算」を「前年度当初予算額」に、「差異」を「増減」に書きかえ、第三号様式もこれに準じてください。法施行規則第一号様式については、「事業活動収支内訳表」を「事業活動収支予算内訳表」に書きかえ、第二号及び第三号様式もこれに準じてください。

- (2) 補正予算書の様式は、学校法人会計基準に定める第二号様式及び第三号様式、法施行規則第一号様式から第三号様式を準用してください。

ただし、学校法人会計基準第二号様式については、「事業活動収支計算書」を「第〇回事業活動収支補正予算書」に、「予算」を「補正前の額」に、「決算」を「補正予算額」に、「差異」を「合計額」に書きかえ、第三号様式もこれに準じてください。法施行規則第一号様式については、「事業活動収支内訳表」を「事業活動収支補正予算内訳表」に書きかえ、第二号及び第三号様式もこれに準じてください。

様式1

文書番号  
年 月 日

神奈川県知事 殿

学校法人所在地  
学校法人名  
理事長名

監査免除許可申請書

私立学校振興助成法第14条第2項に規定する 年度の計算書類、附属明細書及び人件費支出内訳表についての公認会計士又は監査法人の監査については、同項ただし書きの規定の適用を受けたく申請します。

様式 2

文書番号  
年 月 日

神奈川県知事 殿

学校法人所在地  
学校法人名  
理事長名

送 付 状

私立学校振興助成法第14条第4項の規定に基づき、本学校法人の 年度計  
算書類及びその附属明細書等を別添のとおりお届けします。

1 提出部数

計算書類及びその附属明細書 1部

2 経理責任者氏名等

経理責任者 職・氏名

経理書類作成者 職・氏名

## 別添 1

### 私立学校振興助成法による公認会計士等の監査

令和 7 年 3 月 28 日

告示第187号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第2項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が令和7年度以後の各年度の計算書類及びその附属明細書について受ける公認会計士又は監査法人の監査について、次のとおり定め、令和7年4月1日から施行する。

私立学校振興助成法による公認会計士等の監査報告書に係る監査事項の指定（平成28年神奈川県告示第312号）は、廃止する。ただし、令和6年度以前の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項については、なお従前の例による。

知事を所轄庁とする学校法人が受ける私立学校振興助成法第14条第2項の監査は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類及びその附属明細書（活動区分資金収支計算書を除く。）が作成されているかどうかに関して行うものとする。

## 別添 2

私立学校振興助成法施行規則による所轄庁が定める書類の指定

令和 7 年 3 月 28 日

告示第188号

私立学校振興助成法施行規則（令和 6 年文部科学省令第29号）第 2 条第 4 号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が令和 7 年度以後の各年度に私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第 4 項の規定により知事へ提出する書類に添付する同令第 2 条第 4 号に掲げる書類を次のとおり指定し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第 2 条第 4 号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第 5 条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和 23 年法律第103号）第16条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。